

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

申 立 て の 趣 旨

相手方は、申立人に対し、慰謝料として相当額を支払うとの調停を求めます。

申 立 て の 理 由

- 1 申立人と相手方は、平成〇年〇月〇日婚姻しました。
- 2 相手方は、令和〇年〇月ころから、人員削減で仕事がきつくなり、残業せざるを得ないようになったと言っては、帰宅が毎日のように深夜に及ぶようになりました。しかし、毎月の給料で残業代が増えていないことを不審に思い問いただしたところ、実は、相手方は退社後に毎日のようにパチンコや飲み屋に通っていることが分かりました。
- 3 そこで、申立人は相手方に対し、円満な家庭生活を営めるように反省を求めようと何度か話し合いを試みたのですが、相手方は依然として態度を改めず、さらには、申立人を怒鳴りつけたり殴るなどの暴力を振るい、生活費も満足に入れなくなりましたので、申立人は、相手方への愛情を失い、令和〇年〇月〇日、慰謝料を定めず協議離婚しました。
- 4 しかし、これは相手方の一方的な理由により離婚せざるを得なくなったものですので、慰謝料を請求するためにこの申立てをします。